

第2回世田谷区環境審議会

日時：令和7年9月4日（木）
午前10時02分～

会場：オンライン会議

午前10時02分開会

○中西環境政策部長 定刻を少し回りまして申し訳ありませんが、これより令和7年第2回世田谷区環境審議会を開会いたします。

環境政策部長の中西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席いただきまして御礼申し上げます。

当環境審議会ですけれども、Z o o mでのオンライン開催とさせていただいております。Z o o mでの会議進行について、委員の皆様に事前に御案内をいたします。

まず、御自身の発言時以外はミュートに設定していただくようお願いいたします。次に、発言をする際は手をカメラから見えるように、このように挙げていただくか、もしくは手を挙げるボタンを表示し、司会から指名された後にミュートを解除して発言をお願いいたします。なお、Z o o mにはチャット機能がございますが、会議の運営上、チャットでの発言内容は議事録には記録いたしませんので御了解ください。発言する際は、先に御自分の名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。通信上のトラブルがございましたら、先に御案内いたしました事務局の携帯電話まで御連絡ください。録音録画やスクリーンショットなどは御遠慮ください。通信状況によりまして一部の音声聞き取りづらくなる場合もございます。私がつけているようなヘッドセット等を御使用いただくと比較的聞き取りやすくなるようですので、もしお持ちであれば機器の接続をお願いいたします。

本日の終了時刻は正午を予定しております。

また本日、甲斐委員から欠席の御連絡をいただいております。現時点で審議会委員14名のうち13名の御出席をいただいております。審議会の定足数の過半数は満たしておりますことを御報告いたします。

傍聴について御報告いたします。本日1名の方がオンラインで傍聴を予定しております。

本審議会は、世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱、世田谷区環境審議会の会議の公開に関する取扱要綱により、次の場合を除きまして原則公開となっております。1番、取り扱う情報が世田谷区情報公開条例第7条に該当する場合、2番、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。この2点を除きまして原則公開となっております。今後も、審議会開催の都度、審議会の開催及び傍聴について、世田谷区のホームページや区の広報紙で周知、案内をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をいたします。事務局よりお願いいたします。

○加野環境政策課長 では、御説明いたします。本日の資料ですが、まず次第がございます。それから、委員名簿。続きまして諮問文「世田谷区たばこルール改正にあたっての考え方について」。審議資料、「世田谷区たばこルール」改正にあたっての考え方（案）について、かがみ文と、別紙が1から4までございます。報告資料、世田谷区大規模建築物の環境配慮に対する評価案件の報告について。資料については以上5点でございます。何か不備がございましたら挙手で御連絡をお願いいたします。大丈夫そうでしょうか。

次、お願いします。

○中西環境政策部長 では、副区長より挨拶申し上げます。

○清水副区長 皆様、おはようございます。副区長の清水でございます。本年7月より、環境政策部、清掃・リサイクル部、みどり33推進担当部の担任副区長として就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方には、日頃より世田谷区の環境政策をはじめ多方面にわたり御尽力を賜っておりますことを改めて御礼申し上げます。

私は、令和3年度から2年間、今の中西の前任として環境政策部に在籍しておりまして、環境審議会委員の皆様には以前から大変お世話になってまいりました。また、課長時代にも、当時の環境総合対策室に在籍した経験がございまして、環境分野とは一方ならぬ縁の深さを感じております。

御存じのとおり、世田谷区は、多摩川や国分寺崖線をはじめとした豊かな自然環境を持つ23区ではまれな自治体でございます。このようなすばらしい自然資本を次世代へ引き継ぐとともに、昨今の重要な行政課題である気候変動対策を着実に推進し、誰にとっても住みよい住環境を創出することが私たちの使命であると感じております。様々なステージで御活躍されておられる委員の皆様のお力をお借りして、世田谷区ならではのユニークな政策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

それでは、本日も忌憚のない御意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○中西環境政策部長 改めまして、本日、諮問事項が1件ございます。世田谷区たばこルールの改正にあたっての考え方について、世田谷区長より環境審議会への諮問でございます。

区長に代わりまして副区長より諮問文を読み上げさせていただきます。副区長、お願い

いたします。

○清水副区長 では、代読させていただきます。

〔諮問文朗読〕

○森本会長 ありがとうございます。承りました。審議させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○中西環境政策部長 それでは、ここからは会長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いします。

○森本会長 委員の皆様方、おはようございます。よろしくお願いいたします。ここからは私が議事を進行させていただきます。

本日は第16期環境審議会に初参加の委員の方が2人いらっしゃいますので、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。まず小林委員、お願いしたいと思います。

○小林委員 小林美智と申します。どうぞよろしくお願いいたします。娘を1人育てておりまして、世田谷区で20年近く住んでおります。よろしくお願いいたします。

○森本会長 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは次に三條委員、お願いいたします。

○三條委員 ありがとうございます。三條瑚都子と申します。今まだ学生なんですけれども、世田谷区にもう10年以上住んでいるということで、世田谷区をよくするためにいろいろ何かできないかなと思って参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議会議事録につきましては、これまでと同様に、出席した全委員に確認していただいた上で確定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元の次第にありますとおり、本日は、先ほどの諮問事項の審議が1件、報告事項が1件、その他事項となっております。また、議論の進捗状況によりますけれども、時間に余裕がありましたら、前回に引き続いて、区の環境政策全般についてのフリーディスカッションの時間を設けさせていただければと考えてございます。時間は12時までを予定してございます。

それでは、まずは先ほど諮問のありました世田谷区たばこ規則の改正にあたっての考え方についてから審議していきたいと考えております。

まず、区から審議資料の説明をお願いしたいと思います。

○野元環境保全課長 環境保全課長の野元でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「世田谷区たばこルール」改正にあたっての考え方（案）について御説明いたします。

1の主旨でございますが、先ほど副区長より諮問文の中で御説明しておりますので、2の現状から御説明いたします。

(1)法令等による規制でございます。

①世田谷区たばこルールにつきましては、下段の四角で囲った中に現状のルールを記載してございます。

(1)から(3)までは区民等の責務となっており、区内全域の路上、公園での喫煙禁止、また、道路、公園以外の屋外でも、公共の場所への配慮義務、さらに、民有地も含め歩きたばこをしないことを定めてございます。

(4)は事業者の責務になっておりまして、例えば店先での喫煙により、その煙が道路に流れていくことを防ぐといったことが狙いになっております。

(5)は区の責務といたしまして、分煙環境を整備していくものでございます。

次のページをお願いします。世田谷区たばこルールの策定と併せまして、その内容を条例に定めてございます。別紙1に条例を添付してございますので後ほど御確認ください。

次に、②改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例でございます。

恐れ入りますが、別紙2の改正健康増進法の体系という資料を御覧ください。平成30年10月に世田谷区たばこルールを開始した後になりますが、令和2年、改正法及び都条例が全面施行され、望まない受動喫煙防止の観点から、屋内は原則禁煙となってございます。それぞれ加熱式たばこも規制の対象になっております。

健康増進法では、学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎を第一種施設、それ以外の施設を第二種施設としており、この図の上段の第一種施設では敷地内も禁煙となります。また、図中段の第二種施設では、飲食店を例に書いてあると思いますが、屋内は禁煙、または喫煙する場合には、飲食スペースとは別に喫煙のみを行う喫煙専用室を設置する必要があります。ただし、加熱式たばこにつきましては、受動喫煙による健康影響が明らかになっていないことから経過措置が取られており、加熱式たばこ専用喫煙室内であれば喫煙しながらの飲食も可とされており、紙巻きたばこ規制内容が異なっております。

ます。

恐れ入りますが、先ほどの2ページ目、喫煙所の写真が載っているページにお戻りください。次に、中段の(2)「世田谷区たばこルール」の運用における区の実施体制でございます。

①の写真にあるような指定喫煙場所の整備を進めているところでございます。現在、区内で公設25か所、民設18か所の合計43か所の指定喫煙場所を確保してございます。別紙3に区内の指定喫煙場所一覧を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、②になりますが、次のページよろしいでしょうか、写真のように世田谷区たばこルールの周知啓発、指導に努めているところでございます。なお、罰則による規制ではなく、意識啓発によるマナー向上による良好な環境づくりを目指し、世田谷区たばこルールの周知、環境美化指導員による啓発及び指導を実施してございます。令和4年度の年間指導件数は2064件、令和5年度が1616件、令和6年度が1701件でございます。月ごとの指導件数につきましては別紙4に載せてございますので、後ほど御確認ください。

次に、(3)路上喫煙及びポイ捨ての現状でございます。

上のグラフが路上喫煙率、下のグラフが吸い殻のポイ捨て数になります。路上喫煙率とは、区内14駅周辺で年4回、午前7時から8時、正午から午後1時、午後7時から8時の各1時間ずつ、その間に通過する全ての人数及び喫煙者を定点で計測し、通過者に占める喫煙者の割合を算出したものになります。

吸い殻のポイ捨て数につきましては、同じ区内14駅周辺で年4回、各4時間調査を実施しているものになります。どちらも条例制定以降、減少傾向でございます。

次のページをお願いします。ただし、ポイ捨てに関しましては、地域の継続的な清掃活動により路上に放置されるごみが回収されていることも大きく、根本的な解決にはまだ遠い状況もございます。

次に、3の課題でございます。

(1)加熱式たばこの普及に伴うポイ捨ての増加でございます。

①に記載のとおり、令和5年の厚生労働省の調査では、たばこ製品の種類のうち、加熱式たばこの割合が、男性38.5%、女性42.3%となっており、特に20代から30代では紙巻きたばこを上回ってございます。

②ポイ捨てされた吸い殻に占める加熱式たばこの増加につきましては、本年6月に9月実施した調査では、加熱式たばこが約3割を占めている状況でございました。

次に、(2)加熱式たばこの煙（エアロゾル）による迷惑行為の増加でございます。

①に記載のとおり、加熱式たばこ喫煙者の増加に伴い、受動喫煙のおそれに対する苦情もございましたため分煙をお願いしており、おおむね理解されておりますが、中には条例に定めがないことを理由に拒否される例もございます。

また、②に記載のとおり、区内の医師会等からも要望が出されてございます。

次に、(3)他区の状況につきましては、現在、既に23区中20区が加熱式たばこを路上喫煙等の規制の対象としてございます。

続きまして、4の「世田谷区たばこルール」改正の考え方（案）でございます。

(1)現状・課題認識と対応の考え方につきましては、次のページをお願いします。

①から③に記載の内容を踏まえまして、④及び⑤の考え方になります。④は、今後さらに加熱式たばこ使用者が増えていくと見込まれる中で、条例における「たばこ」「喫煙」の定義を拡大し、明確な根拠を基に、加熱式たばこも含め、世田谷区たばこルールの徹底を図ることが望ましいと考えてございます。

また⑤、併せて、地域の努力により大きくは顕在化していない吸い殻、ごみのポイ捨て防止を図るため、世田谷区たばこルールにポイ捨て禁止の項目を追加するものでございます。

次に、(2)条例及び「世田谷区たばこルール」改正案でございます。

①に条例の「たばこ」の定義につきましては、現状は条例でたばこを定義してございませんが、この改正に合わせ、健康増進法のたばこの定義と併せてございます。下の図に載っているようなたばこが対象となります。「喫煙」の定義につきましては、「加熱することにより、煙を発生」とし、加熱式たばこも対象となるようにしてございます。

次に、②のたばこルールにつきましては、(1)から(5)についてはこれまでどおりとし、(6)として、既に条例で規定されている内容にはなりますが、ポイ捨ての内容を追加するとともに、加熱式たばこも含まれるという表記にしております。

次のページをお願いします。今後の取組みでございます。記載のとおりとなりますが、(1)ルールの周知活動及び(2)指定喫煙場所の整備につきまして、今後一層推進してまいります。

最後の6、今後のスケジュールでございます。11月に区民意見募集を行い、今年度内に条例を改正する予定でございます。その後、3か月程度周知期間を設けて、来年7月から改正「世田谷区たばこルール」を開始する予定です。

説明は以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議事項はこの1件でございますので、ただいま事務局から説明のありました内容等について、御質問あるいは御意見がありましたら挙手をお願いしたいと思います。

○飯島委員 飯島でございます。私、商店街のほうから出ているわけですが、商店街の立場で言わせていただくと、この加熱式たばこについては、この改正案のとおり、中に入れていただきたいと考えております。紙巻きと違うから規制対象外と、実際、加熱式のたばこを吸っていらっしゃる方はそういうふうに感じておられると思いますが、私はたばこを吸わないんで、どこがどう違うんだというような感じを持っています。また、煙には似たようなエアロゾルも出て、臭いもあり、周囲に十分な迷惑をかけているんじゃないかというふうに思っております。地下道とかレストランの店先なんかで、そういう人たちが、お酒を飲んだ後、たむろしながら、たばこを吸いながら、またレストランに戻っていく姿をよく見かけることがありますので、紙巻きと同じようにルールの対象にするのが妥当であると考えているところです。

○森本会長 ありがとうございます。大変恐縮ですが、併せてポイ捨てについても、これは商店街がまさに努力されているとも聞いておりますので、これについてはいかがでございましょうか。

○飯島委員 商店街としては、もう毎日のように路上のごみを、ほぼごみというのは吸い殻なんですけれども、なかなかそれを減らすことができない状況です。また、見えないところに捨てられてしまいますので、例えばビルとビルの間とか、植え込みの中ですか、植栽の奥のほうに押し込まれるように捨てられているような状況があります。商店街としてはある程度お金をかけながらやっていますので、非常に負担になっているので、私どもとしても、駅前が汚れるようなところの掃除に対してはちょっと援助していただきたいという立場であります。こうした現状を考えると、やっぱり紙巻きとカートリッジというんですか、加熱式たばこは一定的に規制をかけて注意ができやすいように、これは加熱式だよと言って逃げられちゃうんじゃないかと、注意できるようにしていただけたら一番ありがたいかなと思っています。

それだけじゃなくて、今もうだんだん、まちなかでたばこを吸う人が減ってきているにもかかわらず、そこで吸っている人たちというのは、やっぱりちょっとまずい人を見かけ

るので、これを商店街で注意するのは、またトラブルが起きたりしますので、公の立場からいろんな意味で御援助いただいて、注意する人たちとか、今回の条例みたいなもので規制をかけていくことが大切ではないかと思っていますところ。今回のルール改正を通じて、健康や環境だけでなく、まち全体の安心感というようなことにもつながっていったらよいかなと感じております。

○森本会長 ありがとうございます。

そのほかの委員の方、いかがでしょうか。

○友成委員 私、工業振興協会から出ているんですけども世田谷区民としての意見になってしまうんですが、まず、加熱式たばこ紙巻きたばこ、これはもう同じものとするという意見に私は賛成です。

それと、どちらかというと私はポイ捨てのほうが非常に気になっておりまして、といいますのは、何年か前からこれに関するいろんなルールができてから、道路上の吸い殻とかがすごく減ったなという印象があったんですが、あるときから非常に吸い殻をよく見かけるようになってきている。なぜかなと思ったんですけども、まず1つに、何年前か分からないんですけども、かつてコンビニエンスストアに灰皿が置いてあったんですけども、そこでよく近所の会社の人たちが昼休みとかにたばこを吸っている姿をよく見ていたんですが、もう多分ルールが厳しくなって、一斉に撤去された。そのあたりからどうもこっそりとたばこを吸う人が増えてきたのではないかなという気がしております。ただ、オープンなところに灰皿を置いておくのは非常に問題があると思うんですけども、そういう喫煙場所を小さなところでも増やしていけるような仕組みというのも1つ大切なのではないかなという気がしております。

○森本会長 ありがとうございます。

ほかの委員からも御質問いただいて、そして事務局からもコメントをいただきたいと思っております。公募で委員になられた世田谷区民委員の方、いかがでしょうか。

○三條委員 ありがとうございます。今お二方に御意見いただいたことと私もほぼ同じなんですけれども、たばこの定義の中に電子たばこも含めるということで、私はそれに賛成です。実際、詳しいことは分からないんですけども、電子たばこによってポップコーン肺というすごく悪い状態の肺になってしまうということもSNSで見えていて、非常に有害なのは変わらないなという印象なので、そこは条例としても今の方向で進めていただくことに賛成しております。

ポイ捨てに関してですけれども、さっき喫煙ブースを各地、各店にいろいろつくってくださっているとおっしゃっていたんですけれども、そんなにスペースは大きくなくてよいと思うので、もう少し小規模でも、本当に便利な場所にもっとたくさんつくったほうがいいかなと思いました。先ほど友成さんもおっしゃっていたように、吸う場所を制限し過ぎると、逆に隠れて捨てたりとか、本当に吸ってはいけないような場所で吸う人が増えたりということがあるんじゃないかなと思いました。

あと、究極的には罰金とかを制度としてつくってしまって、シンガポールみたいに絶対に捨てないように規制するのもいいんじゃないかなと思いました。

○森本会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○岩波委員 おはようございます。この改正案については賛成でございます。ただ、基本的に、この改正案が出されたとして、どのぐらいたばこの吸い殻が減るかという、どうなんでしょう。僕はすごく疑問を持っています。実は私ども、年に数回、地域の中学生、高校生と一緒に駅周辺のポイ捨ての清掃をやっておりますが、たばこの吸い殻が減らないんですよ。条例がこういうふうに出されたりしていても効果がない。こういうような結果になっているんですね。これは私、ほかの審議会でも申し上げているんですけども、今の世田谷区がやろうとしている、よかれと思っていることについては非常にいいんですけども、その周知徹底の方法がいまいちじゃないのということを僕は盛んに申し上げているんですけども、やっぱり周知徹底というのは非常に難しいです。

それで、この内容を見ますと、住民、地域の方々の御協力云々とありますけれども、これをこうやっちゃうと自治会に来るんですよね。今、自治会の世田谷区から来る仕事はすごく増えています。今、働き方改革とおっしゃって、世田谷区でいろいろやって、自治会になるべく仕事は行かないようにと御配慮をいただいているんですが、そういうのがここには伝わっていないなという感じがちょっとしています。

あと、駅の周辺に喫煙所を設けたことがあるんですね。すぐ撤去してもらいました。これはなぜかという、喫煙所から煙がうんと出ちゃうんですよ。今はどうなっているかわからないですが、その当時の喫煙所ですと、その周辺を通るだけでもうたばこ臭いといったようなことがございます。それで喫煙所をつくらなくてくれということにしていますが、その周知徹底の方法とか、喫煙所のシステムとか、もう煙が絶対外には出ないんだよとか、そういうようなことはきちんと宣伝されたほうがいいのかという感じがしており

ます。

自治会をやっている立場としては、非常に今、自治会が忙しくなっている。その割には自治会員が減っている。これが実情でございます。私どもの自治会ですと住民の30%の加入率。そうすると、自治会に来て30%しか周知徹底できないということですよね。これは非常に問題がありますよね。だから、今までの世田谷区の自治会活動に対する支援というものの考え方も大きく変換してもらわないと、こういうことはうまくいかないんじゃないかなと思っております。以上でございます。お願いいたします。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、ここで一旦、事務局のほうから、今後の取組についてコメントをいただければ。今、罰則であるとか、周知であるとか、自治会の負担の問題、あるいは喫煙所の問題等々ありましたので、事務局からお願いしたいと思います。

○中西環境政策部長 それでは私から、岩波委員から一番厳しいことを言われたので、ここからかなと思うんですけども、この今日の資料に、確かに自治会、商店街との協力というふうなことを書かせていただいたんですけども、これからも自治会、商店街で頑張っただけというつもりで書いたわけではなくて、これまで大分、自治会、商店街に負担をかけてしまったなという問題意識として書かせていただいたというところもございます。ゆえに、少しでも御負担を軽減できるようにはしたいなと思っております。ただ、それを全て行政のほうで、例えば行政の職員なり清掃業者なりに委託して清掃を徹底するというのも、予算的にそこまでやり切れるかというところもありますので、やっぱりちょっと上流でせき止めることが必要だよなと思っております。

巡回指導はまだまだ効果を完全に発揮し切ってはいないですけども、ただ、巡回指導をやることで、喫煙マナーは少しずつ向上していているということは我々の分析でも分かっているので、この点をより強化できればと思っています。ただ、指導したところで、じゃ、どこで吸えばいいんだよみたいな話もあるので、ほかの委員、友成委員、三條委員がおっしゃっていましたが、小さくてもいいからもう少し喫煙ブースを増やせないかというふうなことはやっていきたい。ただ、公共用地で置くことも限界があるので、今は民間の事業者と組んで、例えばテナントビルの一面とかにちょっとした喫煙ブースを設けるようなことと、その場所はここだよと周知していくことで、なるべく喫煙場所で吸ってもらい、吸い殻もそこで捨ててもらうことをより徹底できればと思っています。

あと、岩波委員からお話があった、喫煙所を置くのはいいんだけど煙の害がひどい

みたいなものですが、コンテナ型、トレーラー型と言われる密閉式のやつは、集煙装置をつけて煙が外に出ないようにしています。扉を開け閉めするときにはどうしてもちょっと出ちゃうんですけども。あと、そこまで密閉の形ではないけれども、かなりつい立てを高く立てて、煙突効果的に下から空気が入って上から抜けていく形にして、周辺にはあまり煙が広がらないようなものも改良してできているので、改良型の喫煙場所であれば、それほど煙の害も出ないですよということも町場の皆様に理解いただきながら、設置に御協力いただくようなことも進めさせていただきたいなと思っています。

あと、飯島委員からございましたけれども、今、喫煙を頑として続けていらっしゃる方の中にはなかなか難しい方も多いいろんな御指摘だったかと思います。そういった方への注意、指導にあまり町場の方に御無理をいただかないように、ちょっと連携して、例えば注意するのはなかなかおっかない人たちがたばこを吸っていて、もしかするとそれ以外も何かやっているかもしれないみたいな場合は、私どもの巡回指導員、今は警備会社に委託しているんですけども、そういった人たちの扱いにもちょっとたけているところもありますし、また、警察との連携ということも考えられるので、ちょっと連絡を密にしながら、そういった方々への御理解をいただき、指導していくということも徹底できればと思っています。

また、三條委員からですか、罰金によって徹底するということも必要じゃないかというお話もございました。今のところ、そうは言っても、喫煙というのは法律で禁止された行為なのかというと、そこまでは言えないので、喫煙する方にもちょっと配慮しながらということで行くと、今の世田谷区の考え方では、マナーをきっちり守っていただければたばこを吸ってもいいんだからということで、あまり厳しくがっつんと殴るよりは、指導と啓発によって御理解いただきながらということで進めています。今のところそれで、問題もありますけれども、徐々には進んできているので、その方向で行かせていただければと思っています。んですけども、ただ、それが行き詰まったときには、本当にもう全く言うことを聞かない、守る気もないみたいな人ばかりが顕在化してくるようであれば、ちょっとそういったこともしていかなきゃいけないのかなと思っています。

なお、ポイ捨てに関しては実は罰則規定がありまして、ただ、罰金なので、警察に現行犯で逮捕してもらるか、もしくは告発しなきゃならないという手続が要るもので、実効性がちょっと微妙なんですけれども、場合によっては警察とポイント、ポイントで連携しながら、そういった罰則をうまく活用して抑えていくということもやっていかなきゃいけな

いかなと思っています。

○森本会長 ありがとうございます。

では、今の事務局のお話も踏まえて御意見いただければと思います。

○岩波委員 ありがとうございます。よく分かりました。中西部長には前に申し上げたんだけれども、周知徹底というのは非常に難しいですから、これをただ掲示をしたよとか、ただ自治会に通知したよとか、そういうことじゃなくて、これはちょっとお金がかかるんだけれども、全戸配布を計画的にやっていただくということにとどめていただいて、環境の面からいったらもっとやらなきゃいけないことがありませんかということのほうを僕は提案したいんです。

今、一生懸命、太陽光パネルをやっていますよね。あれは温暖化を何とか抑えようよと。この温暖化をつくった原因は、我々を含めて我々の諸先輩が一生懸命、この日本をよくするためになさったことが、そこにちょっと落とし穴があったよということですよ。そうすると、それを我々が後世にそのまま引き継いでいいのかということになると、やっぱりそれはまずかろうと。温暖化というのはもう生命に関わることです。そうすると、これにもっと力を入れるために、例えば予算をそっちに少し移すとか、そういう考え方を少しお持ちになっていったほうがいいんじゃないかなと思いますということで、よろしくどうぞお願いいたします。

○森本会長 ありがとうございます。

引き続いて高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 先ほど御説明の資料の中で、加熱式たばこというのは、医師の方々から健康被害があるというので様々なエビデンスが出ているというお話があったかと思います。御説明いただいた啓発強化というところには、路上喫煙などの抑制という啓発については書かれているんですけども、喫煙する方を減らすところの啓発という部分も必要ではないかなと思いました。いろいろと健康被害があるということが結論として、エビデンスとして出ているのであれば、そういう部分について普及啓発して行って、喫煙者を減らしていく取組も併せて行っていかれるといいかなと感じました。

○飯島委員 先ほど中西部長のほうからお話がありましたけれども、何かトラブルがあったときに連絡できるような体制というのは確実につくっておいていただきたいというのが商店街からの要望になります。

それから、今、商店街の居酒屋とかレストランなんか、やっぱり地代が高くなったり家

賃が高くなっていますから、小さいお店が増えているんですね。どうしてもそういう喫煙場所がもうけにくい。だから表へ行ってたばこを吸って、店の前でポイ捨てしてしまう。一応何か用意していたとしても、そこに入れずに周りにあるというのが実情だと思います。また、出たところが歩道ですから、そこで喫煙しているから、普通に歩いている人たちに対していろいろな問題も起きると思います。工業振興協会のほうにお願いですが、何かたばこの煙を吸い込むような灰皿を作っていただくとか、そういうのをレストランに安い形で供給していただくとかいうことをしない限りは、なかなか路上喫煙のそういう問題は消えないんじゃないかなということをおもいました。

○森本会長　ありがとうございます。

では、岩波委員、高橋委員、飯島委員からのコメントに対してお願いいたします。

○中西環境政策部長　高橋委員のお話で、すみません、今回の資料の今後の取組みのところにはそういえば記載していなかったんですけども、禁煙の啓発とか健康影響に関する情報提供啓発というのは世田谷保健所のほうでやっていて、例えば禁煙リーフレットというものを作って配布をしています。たばこの依存性とか病気の原因になるよという情報の提供に加えて、禁煙をサポートする仕組みもありますよということを周知するリーフレットなんですけれども、今年度それを改訂して、来年度新しいものを配布しようとしている中に、今回のたばこルールのこと記載させていただいて、加熱式たばこも含めて周知をしていこうねということは保健所と今協議をしているところです。これを両方で協力をして、喫煙を現在している方も含めてですけども、周知啓発していくことは取組をさせていただこうと思っているところです。

あと、岩波委員から御指摘いただいたとおり、もっと大事なことがあるんじゃないかという話ですけども、そうですね、予算の配分については、プライオリティーも考えて、今、配分をさせていただいているところですので、後ほど温暖化の取組については少し御報告できればと思っています。

飯島委員からいただいた小規模な店舗をどうフォローしていくかというのはなかなか難しいところではあるんですけども、先ほどお話があったように、より近いところに喫煙ブースがあれば、飲食店でお酒を飲んでいるときに、たばこを吸いたくなった人がちょっと歩けば行けるよとなると大分違うのかなと思うので、そもそも出てすぐのところはもう歩道みたいなところだと灰皿の置きようもないだろうと思うので、ちょっと官民連携して、小さくてもいいから喫煙場所を増やしていけるような努力は積み重ねていければなと

思っています。

○森本会長 ありがとうございます。

そのほかの委員の方はいかがでしょうか。

それでは、今、この条例の報告については皆さん御賛同いただいたと思います。ただ、周知の点、例えば健康への影響も含めた周知、あるいはその徹底の点、それから喫煙所の工夫について、いろいろ宿題というか、御意見をいただいたと考えてございます。

この審議事項に関する議論につきましてはここまでとさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔異議なし〕

ありがとうございます。では、答申文につきましては私のほうに一任いただきまして、本日の審議や提出いただいた御意見を踏まえて事務局と調整の上、文案を作成いたします。文案を作成しましたら、また委員の皆様に御確認いただいた上で答申させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

続きまして、報告資料の世田谷区大規模建築物の環境配慮に対する評価案件の報告につきまして、区から説明をお願いいたします。

○上原気候危機対策課長 気候危機対策課の上原と申します。私のほうから御説明させていただきます。

資料を共有させていただきます。毎回報告しているものでございますけれども、今回の環境審議会に御報告させていただく案件でございます。それぞれ概要だけ御説明をさせていただきます。

まず1点目でございますが、(仮称)世田谷区成城一丁目スタジオ新築工事ということで、評価結果としては記載のような評価をさせていただいているところでございます。

なお、評価内容については、事業者様の希望で非公表のため記載はなしとなっております。

2点目、深沢二丁目計画新築工事ということで、こちらも記載のと通りの評価を行っているところでございます。

以上、資料のほうはその後3ページまで、5件の評価をこの間行ってきたところでございます。

評価内容につきましては、この後、ホームページ等で公表をさせていただきます。これ以降も評価の向上等につきましては協議の中で要請をしてまいりたいと考えてござい

す。

報告としては以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

ただいまの区からの説明につきまして、何か御質問、御意見がありましたらよろしくお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、予定された案件は以上となっております。

先生方の御協力によってさくさくと進んでおります。まだ時間に余裕がありますので、冒頭で御説明いただきましたように、区の環境政策全般について、先ほど岩波委員からもありましたけれども、フリーディスカッションをさせていただきたいと思います。

前回の議論を思い出していただくために、事務局で簡易なまとめの資料をメール等で事前送付していただいておりますので、そちらも参照していただければと思います。

また、今回、清掃・リサイクル部から追加の資料も提供いただいています。それをまず先に御説明を区のほうからお願いしたいと思います。

○池田清掃・リサイクル部長 清掃・リサイクル部長の池田と申します。よろしくお願いいたします。

今回、フリーディスカッションということで、前回、清掃・リサイクル部の事業概要を御説明したわけですが、さらに詳しい資料をとということでしたので、情報提供させていただくものでございます。

今、資料を共有させていただきました。資料タイトルが世田谷区のごみの現状と取組みについてでございます。

1 ページに、世田谷区のごみ収集量と区民1人1日当たりのごみ排出量の推移のグラフを掲載しております。世田谷区のごみ収集量、ごみ収集の総量は右肩下がりに減少しております。

また、これをほかの自治体と比べるときに、区民1人1日当たりのごみ排出量ということで、人口規模とかにかかわらずどのぐらいごみが出ているかを示す指標があるんですが、そちらも計算しております、区民1人1日当たりのごみ排出量も右肩下がりに順調に下がってきている状況でございます。

ただ、この表を見ていただくと、令和2年のときに一時的にごみ排出量も区民1人1日当たりのごみ排出量も増えている時期がございます。これはちょうどコロナの時期と重なっております、世田谷区に住んでいる方が会社に行けなくなって、御自宅でリモートワ

ークをしたり、あとは飲食店に食事に行かれていた方が御自宅で食事を取るような形で、ライフスタイルが大きく変化した時期でございまして、家庭からのごみの排出が一時的に増えたのではないかと考えてございますが、コロナが過ぎた後は、また減少の傾向に転じている状況でございます。

令和6年度のごみ排出量については、こちらの資料にあるように、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、いずれもこちらに掲載した数量でございます。

世田谷区一般廃棄物処理基本計画という計画がございまして、令和6年度までに、この区民1人1日当たりのごみ量を482グラムまでに減らすという目標を立ててございましたが、残念ながら令和6年度時点で490グラムと、目標達成することができませんでした。令和2年度のコロナ禍の影響で1回増えてしまったものが、戻り切らなかったことが1つの原因ではないかと考えてございます。

2ページ以降はごみの種類ごとにその状況について御説明しているものでございます。

2、ごみ種別ごとの現状と取組み、(1)可燃ごみでございますが、毎年、世田谷区では可燃ごみの袋を開けさせていただいて、その中身を分類して、どういうごみが捨てられているかという調査を実施しておりますが、令和6年度の調査の結果をこちらに掲載しております。可燃ごみの中では紙類とか布類の資源化可能なものが捨てられてしまっている状況でございます。それ以外ですと、生ごみが25.8%、プラスチック類が容器包装プラスチックが14.9%、製品プラスチックが5.3%、このような状況になってございます。

世田谷区でのごみ減量の取組ですが、紙類、布類につきましては、取組み1、2、3と書いてございますが、雑紙分別用袋の活用促進、地域における古紙・古布回収の推進、布類の拠点回収による資源化の推進などに取り組んでいるところでございます。

続いて、生ごみの減量の取組み1、2、3を記載しておりまして、取組み1、食品を無駄にしないライフスタイルの普及啓発、取組み2としましてコンポスト等の普及、取組み3として生ごみ減量の講習会等の実施をしてございます。

最後、プラスチック類でございますが、プラスチック類につきましては、現在、世田谷区では集積所では回収しておりませんで、可燃ごみとして収集してございます。これを令和12年度を目途に集積所での分別収集、資源として回収することを計画してございます。現時点ではそちらに向けまして、プラスチック発生抑制の普及啓発とか、自主回収・拠点回収の推進、次のページに行きまして、ワンウェイプラスチック製品の削減に向けた普及啓発などに取り組んでいるところでございます。

その下には令和12年度の分別収集に向けたスケジュールを簡単に記載させていただいております。

次のページに参りますが、不燃ごみでございます。不燃ごみについても組成分析調査を行っておりまして、その内容がこちらとなっております。金属類とかガラス製品、陶器類が割合として多く捨てられている状況でございます。現在、世田谷区では、この不燃ごみに含まれる金属とか蛍光管などを収集後に分類いたしまして、資源化を行っております。令和9年度以降はこれをさらに資源化を進めていこうということで、今は不燃ごみの20%ぐらいを資源化しているわけですが、令和9年度以降はガラス製品とか陶磁器についても舗装材などにして資源化いたしまして、ほぼ100%資源化していきたいと考えているところでございます。

取組1、2、3につきましては現在取り組んでいるものを記載させていただいているところでございます。

最後、粗大ごみとなります。粗大ごみについては種類ごとの個数を記載させていただいておりますが、やはり多いのが家具・寝具類でございます、その次が電気・ガス・石油器具となっております。

取組としては、収集後の資源化の推進とか、排出抑制に向けたリユースの推進を行っております。エコプラザ用賀という施設に区民の方に不要となった品目を持ち込んでいただいて、ほかの必要とする方に使っていただくリース事業を実施しておりまして、こちらでもかなり成果を出している状況でございます。あとはもう一つの取組として、おいくらという民間事業者と連携いたしまして、区民の方が家具とか大きなものを粗大ごみに出そうとする前に、この一括査定サイトを利用して売却することを御検討いただくような取組も実施してございます。

簡単ですが、御説明は以上となります。

○森本会長 ありがとうございます。

では、ほかの部もありましたらばよろしくお願ひしたいと思います。

○堂菌みどり33推進担当部長 みどり33推進担当部の堂菌と申します。前回のみどりの基本計画の改定内容を踏まえた資料を、今、共有させていただきますが、前回の審議会の後に我々もメールでいただいた内容なんですけれども、高橋委員のほうから街路樹の話のメールもいただいております、我々も今ちょうど進めている改定作業の中で、昨今の酷暑対策に対応して、この街路樹をどうあるべきかということでちょっと悩んでいるところが

あります。

街路樹は道路上にある樹木ですけれども、この高木をどういうふうに管理していくのが適正かというところもあって、基本は、高木を植えると根っここのところでどうしても根上がりがあって、歩道上のところが歩きづらかったりするケースがあったり、高木が生い茂っていくことで管理費がすごく増加していくような傾向があります。こうしたことから、高木はどちらかというと中木、低木に比べると管理費の上では金額もかさむことと、通行の安全上、敬遠されたところはありませんでしたが、昨今、木陰をつくるという点においては非常に効果的な面もあるのではなかろうかということで、ちょっと今考えているところでございます。

資料の3ページ、絵があって、左下の基本方針と主な取り組みの内容で、例えば世田谷区でいくと、国分寺崖線と言われているところが崖線地で、みどりがたくさんあるよねと言われているところ。区の中でも拠点とされて、みどりの生命線とされているところなんですけれども、一般的にみどりに触れられる場所というと公園、広場もそうなんですけれども、道路上にある街路樹、ここもひとつ一般の方からすると、移動中に一番みどりを還元する場所かなと。そうすると、昨今これだけ酷暑が続くと、なかなか歩きづらいといひますか、通行上、問題はないんですけれども、日陰を求めて歩いている人が結構多いのではないかと思うんですね。そうすると、その木陰を生み出す樹木は非常に大事なのではなかろうかと思っております。

先ほど私がちょっと申したのは、木陰を生み出そうとすると、やっぱり枝が生い茂ってもらわなきゃ困るとか、そういうところは出てくるんですけれども、それが生い茂るということは、なかなか見えない道路の下、根元のところでは根も相当成長しているところがあって、その部分の根っこがすごく道路上のアスファルトを押し上げて、結果的には歩道上の平坦性を悪くしちゃって、そこで転倒があり、事故になりやすいというケースも世田谷区には相当あります。樹木を多く抱えれば抱えるほど事故のリスクも相当高いところがあります。これまでどちらかというと、高木の種類などでいきますと、ケヤキとかハナミズキとか、それらを含めてあったんですけれども、今後を考えていく上では、緑陰ということを含めると、木から木陰を生み出すことも大事なかなと思っておりますので、今後、専門家の先生たちからも、こういう街路樹なんかで他で取り組んでいるいい事例があればぜひ教えていただきたいなと思っております。

かつ、でき得ることならば、今これだけの時代の流れもあるので、樹木でCO₂を吸っ

て酸素を吐き出してくれるようないい樹木があれば、なおさらありがたいと思っております。要は、歩きやすいまちづくりの一つに樹木からもたらすものもあっていいかなということで、ちょっとお話をさせていただきました。

○森本会長 とても気持ちが入っていてよかったと思います。ありがとうございます。

では、環境政策部からよろしくお願いします。

○中西環境政策部長 画面共有させていただきます。前回もお話しさせていただいて、先ほど岩波委員からもお話があった家庭部門の脱炭素化の話です。これは前回の資料なので、後で前回資料を見ていただければと思うんですけども、2つ、再生可能エネルギーとか脱炭素への認知と興味人口をどう拡大するかということと、ただ、これだけ暑くなっていることもあり、OECDの調査の中でも日本人の温暖化に対する関心はそれなりに高いというのは出ているので、認知、興味というのはみんな持っているんだろうというところはあるので、実際に行動するところでつまづいているということから、行動人口を増やすということに今回注力してやっています。

先ほど岩波委員からお話があった太陽光パネルをいかに各家庭に設置していただくかみたいなこともそうですし、ZEH化を目指して断熱改修をしてもらうみたいなこともそうなんですけれども、今年度は、一番手っ取り早い取組として、家庭の電力契約を再生可能エネルギー100のものに替えてもらおうと、各家庭で平均的に出ている1年間のCO₂が大体2.5トンとか6トンだとすると、そのうち少なくとも1.6トンぐらいは一気に減る。だから半分以上減るというように効果絶大なので、これをやっています。今年度、実験的に1000世帯分の予算を組んでキャンペーンを打っているんですけども、小売電気事業者の尽力もあって、現時点でかなり順調に進んでいます。今月で一旦キャンペーンは終わるんですけども、そこまでで今年目指している1000件のうち半分ぐらいはクリアしちゃうのかなということになっていて、予算足りないやみたいな感じになっているんです。電気代がだんだん上がってきていることも相まってだと思えるんですけども、意外とここが効果が出ているところです。ただ、これは言うなれば、行政サービスによって行動を促している取組なんですけれども、これは予算の制約がどうしてもかかっちゃうんですよね。そうすると頭打ちになってしまうんです。なので、一方でムーブメントにしていかなきゃいけないなと思っているんですけども、これが非常に難しく、どういう呼びかけをしてもなかなか大きなムーブメントにはなりにくいんですね。

ただ、今年ちょっとヒントっぽいものがあつたのが、Natureという会社と連携し

て、家庭用の電力使用量が見える化できる機器をモニターさんに配る事業をやったんです。あとプラスしてエアコンの自動制御器を配って、実証実験を8月までやっていたんですね。そうしたら案外と節電意識は高まったんですけれども、こういう工夫をすると節電できますよみたいな呼びかけを週1回ぐらいメールで送っていたんです。いわばナッジの取組です。それをやったら、各家庭で前年度比10%とかの節電効果がぼんと出ちゃったりしたんです。すごく大きい結果が出てきた。どれぐらい電気を使っているというのを意識してもらおうとか、それに対してちょっとしたナッジをやっていくことで、節電の意識を醸成することができるんだなということがちょっと分かったので、マスの働きかけはそういうことで何かできないかなと思っています。

ただ、それもやっぱりサービス系の話なんですね。行政のほうからこういうことをしましょうよと各個人に呼びかけて、その個人の取組をサポートするサービスをしてあげることによって行動を促していることになるんですけれども、それじゃないアプローチもやりたいんですね。それを僕らはコミュニティー系アプローチと言っているんですけれども、コミュニティーに呼びかけて、お互い同士が意識し合う、啓発し合う、協力し合うことで環境行動の輪をどんどん広げていくという取組も一方でやりたいんですけれども、そっちのほうはもう全部空振りしているみたいな感じになっている。

具体的にはどういうことかという、小さなクラスター単位では、こちらがいろいろ呼びかけをし、促しをすることで、じゃ、一緒にやっ払いこうねということが出来るんですけれども、輪になって広がっていくかという、そういうふうにはならないで終わっちゃうことが多いので、行政がいろんなバックアップ、サポートはしていかなきゃならないんでしょうけれども、徐々にそういう運動が大きく広がっていくようなアプローチができないかなと思っているんですけれども、こちらはもうほぼ、やっ払い転び、やっ払い転びになっているのが現状です。サービス系のほうは、だんだんツボが分かってきた感じになっているというのが現状です。

取りあえず半年弱ぐらい、家庭部門の脱炭素ロードマップに沿ってやってみての環境政策部の取組はそんな感じでした。

○森本会長　ありがとうございました。

各部からそれぞれの悩みというか、現状について御報告いただきました。ここから先はどんなことでも結構でございますので、各委員からいろんな意見とか質問とか、こんなアイデアがあるぞとか、言っていただければと思います。

みどりに関しては、私もありますけれども、今日御欠席の甲斐さんはいっぱい言うことがあるだろうと思うので、ぜひまた甲斐さんにも聞いてもらったらいいと思いますけれども、先生方、皆さんどうでしょうか。

○早坂委員 いであの早坂です。世田谷区のごみの現状と取組について1つ質問です。趣旨は、今までの対策がどんな効果があるのかを把握したほうがいいんじゃないかと思っています。1ページで見せていただいた棒グラフがあると思うんですが、1人当たりのごみの排出量が減っていて、恐らく可燃ごみが減っていると思われます。2ページの円グラフで可燃ごみの内訳を見せていただいたんですが、質問は、この内訳の中のどれが年々減っているのか教えていただきたいのと、それに効いたと思われる対策は何が想定されるか。この2つについて教えていただけるとありがたいです。

○森本会長 ありがとうございます。

では清掃・リサイクル部、お願いします。

○池田清掃・リサイクル部長 具体的にどれが可燃ごみの減少に効果があったかというのと、その時期、時期で状況は異なると思います。例えば世田谷区の施策としては普及啓発が中心になるうかと思っておりますが、例えば世田谷区が幾ら努力しても難しかったレジ袋の削減などは、民間企業とか国のほうで大きくキャンペーンを打ったような形で、その効果が波及して可燃ごみが減ってきたところがございます。正直なところ、どの施策を打つと何が減るかという因果関係については、エビデンスとしては十分把握できていないのが実情でございます。

○瀬沼委員 御質問ですけれども、中西部長にお願いしたいんですけども、先ほど家庭の電力を再生可能エネルギー100%に切り替えてもらうというお話があったんですが、世田谷区の場合は、戸建て住宅も多いとは思うんですけども、かなり集合住宅、マンションが増えていると思うんです。マンションの場合、マンション1棟で東電と契約してとか何とかというのがあって、私は個別に買いたいけれども、マンション全体の契約があってできないという話を聞いたことがあるんですが、そのあたりはどんな感じだったんですか。集合住宅の場合、切り替えてうまくスムーズにいくものなのでしょうか。

○中西環境政策部長 今おっしゃっているのは高圧一括受電みたいな形で、建物1棟で丸ごと契約しているみたいなものと、管理組合で協議していただいて、うちのマンション全体で再生可能エネルギー100の電気に切り替えようねみたいなことをやらないとできないですね。逆に言うと、管理組合がその気になれば一気に全部変わっていくところもあ

る。そういった集合住宅の場合は、電気契約を切り替えるだけではなくて、例えば屋上にパネルを入れちゃって、全員でその果実を享受しようぜみたいなこともやりやすいと思うので、そういった住宅に対しては、むしろそっちのアプローチかなと。電力の契約を切り替えるだけじゃなくて、パネルもこの際、設置しましょうよというのを管理組合ごとに働きかけていくのかなと思っています。実は、集合住宅向けのそういった働きかけを岩波委員がお住まいの成城地域で実験的にやろうと思っていて、その結果が出てくれば、全区にその取組を集合住宅向けに広げていければなと思います。

現在のところ、さっきの補助金でやっているのは、集合住宅でも各戸ごとに電力の契約をしているような御家庭向けの取組です。集合住宅全体にというのは、さっきコミュニティーアプローチみたいなことを言いましたけれども、管理組合というコミュニティーに対して働きかけをしていかなきゃならない取組なので、そこもうまくやればいいなと思っていますところでは。

○瀬沼委員 おっしゃるとおりだと思います。集合住宅はかなり増えてきているので、もう大きな力になるなと。そこがポイントかなと思います。ありがとうございました。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは那須委員、お願いします。

○那須委員 ありがとうございます。那須と申します。ちょっと幾つかあるんですけども、まず、廃棄物の中でコンポストの話があったと思うんですけども、食品の残渣とかのごみは25%ぐらい占めるという話で、全国的に見ても多分3割ぐらいなのかなと思うんですけども、そこでいろんなところがコンポストの普及に補助金とかを出されていると思うんです。これも多分既にトピックの一つで、議論をずっとされてきているのかもしれないんですけども、やっぱり出口というか、つくったはいいけれどもどこに持っていけばいいのかというのが多分1つ問題としてあるのかなと思うんです。

ちょっとどこの自治体か忘れたんですけども、23区外でそういう取組をやっている自治体で、やっぱりコンポストが大量に余っている状態が発生しているみたいで、かといって農家さんとかに品質のよく分からない堆肥を持っていてもなかなか利用してもらえない中で、何か活用の出口、例えば公共で運営されているようなところの植栽に使うとか、そういうところはお考えになられている点があるのかなと思って、ちょっとお伺いしたいと思います。

あと2点ほどあるんですけども、やっぱり1人当たりのごみの量を減らしていくには

結構もう限界が来ているところもあるのかなと思って、先ほどのグラフを見ても、まだまだ多分いろいろやることはあるのかなと思うんですけれども、どっちかという事業者と提携していくことが求められてきているのかなと思っています。例えば容器包装とかでも、私が聞いた例だと、ドイツで小売とかレストランで食事をお持ち帰りするときに、リユースの容器を選択肢の一つとして提示する。もちろん選ぶのは使う側ですけれども、そういう仕組みもできてきているみたいで、何かそういう仕組みを後押しできるようなものがあると、もしかするとそれを利用する方も少なからずいらっしゃる、増えてくるのかなと感じたので、ちょっと申し上げました。

最後ですけれども、再エネのところで、ムーブメントにしていくために行政主導じゃない形で根づかせていけないかということですが、カーボンフットプリントとかを可視化していくというか、そういうのがもしかしたら1つ案としてあるかなと思っていて、何社か事業者としてやられているところがあると思うんです。脱炭素型のライフスタイルをどんなふう to 実現できるか、例えばカーボンフットプリントと連携させて、分からないですけれども、せたPayとかで連携させて、いいライフスタイルを歩んでくださる方がいれば何かポイントがもらえとか、もう既に考えられているのかもしれないですけれども、そういう仕組みもあるのかなと思って申し上げた次第です。

○森本会長 ありがとうございます。

池田部長、コメントをお願いしますか。

○池田清掃・リサイクル部長 3点御質問いただいた順番に行きたいと思います。まず、コンポストですけれども、御指摘のとおり、世田谷区も以前、コンポスト容器の購入あっせんとかをやっていたとして、ところが、最初のうちは各御家庭で家庭菜園とかベランダ菜園の肥料として使っていたんですが、だんだん使い切れなくなってしまっていて使うのをやめてしまった。最後はコンポスト自体が粗大ごみとして排出されてくるような状況になりました。今現在、世田谷区ではコンポストの購入あっせんはやっていない状況です。ただ、今、再開を検討し始めているところでございます。やっぱり生ごみを減らすのに堆肥化していただくのは有効な手法ですので。

ただ、同時にその出口を考えていかなければいけないということで、今、民間事業者の方にもいろいろお知恵をお借りして、例えば作った堆肥を民間の専門事業者に成分分析をしていただいて、畑の肥料とかに使っても、例えば塩分濃度とかは問題ないよと証明していただく。それをお出しした上で使っていただく交渉をしていくというのを1つ考えてお

ります。あと、できれば区の公共施設とかで使っていただくと、もちろん堆肥として使えることの数値的なエビデンスをつけた上がよろしいかと思しますので、そちらについては今後関係所管に相談していききたいかなと思っています。

また、もう一つ面白い取組として、東日本大震災の被災地で、災害を防ぐということで盛土をして土地を形成したんですけれども、建設用の土とかを盛ったものですから、その土は耕作地としては堆肥とかの成分が非常に少ないと。その被災地に都会でできた堆肥を送って使っていただくような取組もあると聞いております。それにはもちろんコストもかかりますし、送るまでの間に保管しておくような場所も必要ですが、そういったスキームもまた選択肢として考えていきたいなと思っていますところでは。

もう一つの食品ロスを削減する、生ごみを削減するために、民間の小売店様、飲食店様などで持ち帰りの容器を使ってもらったらどうかということについては、今、世田谷区で、そんなに数は多くなくてあれなんですけれども、エコフレンドリーショップに登録していただくと、区のほうから持ち帰り用の容器を提供させていただくということをやっております。ただ、まだ協力していただいているお店がそんなに多くないものですから、この制度が十分伝わっていない部分もあるかと思しますので、知っていただくということと、知っていただいた上で使っていただくということにさらに取り組む必要があるかなと思っています。

あとは、区民の方のごみ減量とかライフスタイルの転換に向けたインセンティブの形成でポイント制度があると。ほかの所管とかはそういった取組をやっていると聞いておりますので、清掃・リサイクル部門でも、そういった区民の方の取組を後押しすると言うと変ですけども、インセンティブを高めていくような仕組みも少し検討していききたいかなと思っています。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは中西部長、お願いします。

○中西環境政策部長 再エネのムーブメントで、例えばカーボンフットプリントの可視化みたいなお話をいただきました。検討もしてみて、あと自分でもやってみたりしたんですけども、しばらくすると飽きるみたいなのところがあって、やっぱり定期的にアプローチし続けるような仕組みがあるといいのかもねという話は事業者さんと相談しています。例えば小売電気事業者の中には、毎月の電力使用量のお知らせとともに、あなた、この近辺の平均的な家庭よりも電気を多く使っているよみたいなことをお知らせするような仕組み

があつたりするんですけども、月イチ、電気料金の確認とか使用量を確認するときに何らかのナッジ的な働きかけとか、あとはカーボンフットプリントで、あなた、今現在こうですよと見えるようになるちょっと意識するようになるかとか、あとゲーミフィケーション的な遊びにしちゃう取組もあるといいのかもねみたいなことは言っていたりしますので、御提案いただいたことも含めて、ちょっと何か面白いことができないかなと思っていますところですよ。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは村山委員、お願いします。

○村山委員 東京大学の村山です。よろしくお願いします。街路樹の話と再エネの話、それぞれについてコメント差し上げたいと思います。いずれも多分個別のアプローチの限界が来ているので、分野横断的に取り組んだり、あるいは各建物というか各家庭ではなくて、まちとして、少しエリアで考えていくようなアプローチを取らないと、抜本的な対策にならないんじゃないかなと考えています。少し中長期的な話になりますが、それぞれ提案したいと思います。

まず街路樹については、暑熱対策で大きな木を植えたいということですね。それは大賛成です。同時に根も大きくなっていくので、今の狭い歩道では到底うまく育ってくれないわけですね。そうすると何をやらなきゃいけないかというと、もう道路の車のために使っているスペースを思いきり減らすということだと思います。今、対面通行で2車線ある道路を一方通行化して、廃止する1車線分、3.5メートルぐらいですけども、そこを植栽帯にするなり、半分ぐらいは自転車道とか、あるいは電気で動くスローモビリティー、新しいタイプの小さい安全な乗り物が安全に走行できるような空間をつくる。道路空間の再配分と言うんですけども、やっぱり道路の在り方そのものを考え直すことをしないといけないと思います。

それをするによって普通の乗用車は使いにくくなるわけですけども、それは使いにくいほうがよくて、車の走行量が減ればCO₂の排出量も減りますので、だんだんもっと環境に優しい乗り物に転換していくという緩和策ともシナジー効果を発揮するような対策だと思います。これは都市整備局とか道路の管理をしている部署とちゃんと連携しないとできないことなので、中長期的に取り組んだらいいかなと思います。

もう一つの再エネのほうですけども、これはこの間、ガスの専門家とお話をしていて盛り上がった話なんですけども、今、東京都も新築の戸建てには太陽光パネルの設置を

義務づけしてはいますが、実は場所によって日当たりが違うので、ちょっと不平等な制度なんじゃないかという話があります。あと、都市計画的には、せっかく自分の家に太陽光パネルをつけたのに、翌年、裏にマンションが建って日当たりが悪くなったとなると、一気に計算が狂ってしまうわけですね。ですから、例えば何とか何丁目という単位で、みんなでつくった再エネをみんなで使うような小さなエリアのエネルギーシステムを構築して、あまり前向きじゃない人に対しては、例えば、あなたは屋根を貸してくれればいいんです、その屋根を貸してくれることに対してちゃんとお金を払いますと。そこにエリアのマネジメントをする主体が必要なんですけれども、太陽光パネルをはじめとする各種設備をちゃんと入れて、そこで屋根を借りる中でどんどん再エネを増やして、それをエリアの皆さんでシェアしていくようなことを共同化すると、日当たりによる不平等が解消されますし、そのシステムにどんどん乗っかっていくとみんなが得するシステムができるんじゃないかという話をしていました。

何でガス会社の人がそう言ったかという、再エネは不安定なので日照によって大分差がありますので、なかなか安定的な電力が供給できないんですけれども、そこで活躍するのがガスでして、ガスはためておけますので、電気が足りなくなったときに、ガスで発電をしてそれを供給することができる。もちろんガスはCO₂を出しちゃうのであまり環境によくないという面もあるんですけれども、ただ、そういう安定性の確保とか、あるいは大災害時に電気が止まったときに、かつ天気が悪いときに、ちゃんとエネルギーを供給できるものなので、うまく電気とガスを組み合わせたエリア単位のエネルギーシステムを実現できると、結構これは解決していくんじゃないかなと思っています。中長期的にそんなことも考えられるかと思います。

○森本会長 先生、どうもありがとうございました。

続きまして町田副会長、お願いします。

○町田副会長 ありがとうございます。東京農業大学地域創成科学科の町田です。私も、みどりの街路樹のところと、あとコンポストのことについて簡単な情報提供をしたいと思っています。

私も、街路樹については緑陰効果があるので、みんなで守って育てていけるというのが世田谷区で広がっていくといいなと思っています。でも、一方で御指摘いただいたように、強剪定によって樹形が変わってしまったり、樹形よりも密度が細かく植えられているので逆に根の問題が起きてしまったりということで、行政の方が一番困られているのも現

状かなと思います。1つ、私たちの分野で今一生懸命、街路樹のことを研究されているのが大阪府立大学の川口先生なんですけれども、川口先生に教えていただいて私もすてきなと思ったんですが、アメリカのサンフランシスコでは街路樹のマスタープランというのがあります。そこでは5つの目標があって、まずは育てる、そして守る、管理する、それから資金を提供して、多くの人に関わる。この5つのステップに住民が共同管理に関わっていこう、街路樹にも関わっていこうという仕組みがあります。世田谷区は、例えば玉川野毛町パークらぼのように、みんなで協働でみどりを守っていくハウツーがありますので、それを使って街路樹も、迷惑とかクレーム対象ではなくて、区民の方とも一緒に守っていけるような維持管理とか教育とか、ここは区民の方ができる、ここは造園会社に任せるといようなプログラムができるといいんじゃないかなと。世田谷区の街路樹のマニュアルを区民の人と一緒にできるといいなと思いました。

2つ目が食品残渣なんですけれども、ちょうど先週、卒業論文の調査で町田市に行っていたんですけれども、町田市では、やはりこのコンポストをどこで使うのか、結局使い場所がないという出口に悩んでいらっしゃったんですけれども、環境教育活動とか農業活動とかのプラットフォームになっているところに市民の人たちが活動と一緒に併せて持ってくるという教育と連動したものがあって、世田谷区でも、農業公園が活用されていたり、例えば世田谷トラストとかが雨水しみこみプロジェクトとかいろいろされているので、そういった今、区民とみどりをつないでくださっている第三セクターを使っていくと何か解決するかなと思った次第です。すみません、長くなりました。

○森本会長 大変面白い話をありがとうございます。

たくさん委員に手を挙げていただいているので、まずどんどんお聞きしたいと思います。

○小林委員 よろしくお願ひします。小林です。ごみのことなんですけれども、生ごみをふだん自分も多く出してしまっていることをすごく、生ごみを出す前にきちんと乾かしてから出すとか、できるだけ削減しようと努力しているんですけれども、私たち区民みんなが意識していかなきゃいけないなと思っていて、有料ごみ袋を導入するというのは難しいのかなと思っています。どちらにしろ今みんな、ごみ袋は買っていると思うんですけれども、それを区のごみ袋にして、そうするとどうしても減らそうという意識は……。何かマイナスの意識になるかもしれないんですけれども、現実問題、やっぱり減らさなきゃいけないと。もうちょっと一人一人の行動を促すようなことをしてもいいのではないのかなと、負

荷はあるかもしれないんですけども、思いました。

あと、ふだんいろんなものをスーパーにリサイクルに出すんですけども、透明容器のリサイクルを出せる場所がすごく少ないというのが私の実感で、発泡スチロール容器と牛乳パック、もうペットボトルなんていうのはマンションとかでやるんですけども、透明容器の回収場所がもうちょっと増えるといいんじゃないかなと思っています。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは朝吹委員、お願いします。

○朝吹委員 朝吹です。私はリサイクル関係の話でコメントさせていただきます。私、資源循環を研究テーマにしております、その資源循環という大きい話の中では、出たごみをどうするかという出口側の話もちろん大事ではあるんですけども、入り口側のリサイクル、リユースされたものを買うとか、リサイクル、リユースしやすいものを使うとか、あとは枯渇資源ではなくてバイオ由来のものを買うとか、そういった入り口側に関しても周知したり、あと学校教育とかも世田谷区はよくされていると思いますけれども、そういうところで教えていただくことがすごく大事ではないかなと思っています。結局そこで使われないと、コンポストの話もまさにそのとおりですけども、頓挫してしまうというのがあると思います。特にこれから世田谷区はプラスチックを強化していくに当たっては、それをどう使っていくかがとても大事かと思いますので、そこら辺に注意していただければと思います。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは岩波委員、お願いいたします。

○岩波委員 脱炭素とみどり33についてちょっと私の私見を申し上げます。みどり33について、もう少しきめ細かにみどりを増やしていかないといけないんじゃないか。例えば戸建ても集合住宅もそうなんです、戸建ての方々のお宅を見ていると、計画時には土だった部分が全部コンクリートで埋められていて、区から注意も何も受けていないみたいなんですね。ということは、草が生えるのが嫌なわけですよ。それはすごくよく分かるんですけども、やっぱり地下に浸透するとか、そこに木を植えてみどりを増やすということの努力を個々でやっていかなきゃいけない。それを俺のところぐらいは大丈夫だろうみたいな感じで抜けているというんですか、区としては注意しないままで過ぎてしまっているお宅があったり集合住宅があったりします。そういうところをもう少し細かくやっていかないといけないのかなということですね。

それから脱炭素ですけども、先ほど申し上げましたように、我々が犯してしまった過ちを後世に残さないようにするということをもっと宣伝できないですかね。基本的なことは認知しているだろうと中西部長はおっしゃっているけれども、僕はそうは思わない。まだ、それ何？とおっしゃる方がいっぱいいるわけですよ。要は、僕はほかのところでも申し上げて不評を買っているんですけども、世田谷区ほど周知徹底が下手な区はない。だからもう少しお考えになって、その周知徹底をきちんとする。基本的なことですよ。我々がやったことだから、我々がいなくなる前に少しでも後世にいい方向を見いだしていこうよという考え方をみんなでしていくということだと思えます。

それで脱炭素に関して上原課長が取り組んでいらっしゃるように、いや、それは見ていて大変な御努力ですよ。もう頭が下がる思いがするなんていうものじゃないです。各戸に対してこういうことなんだから何とかやってくださいというようなお願いをして、そこでの理解はしても、なかなかそこから先には進まない方が大勢いらっしゃる。それ以上に、もっともっと大きな単位でこの基本的なことを理解していない人がいらっしゃる。こういうことですから、やっぱり皆さんに理解していただくことがとても大事なのかなという感じをすごく受けております。ぜひそのあたり、今までの御努力がみんな空振りになっちゃうんだよとおっしゃっていたけれども、もうおっしゃることはよく分かります。本当に一生懸命やっていることがみんなパーになっているようなことがおありになるようですから、ぜひそのところでうまい手だてを皆さんとともに考えていかれたらいいんじゃないかなと思います。

○森本会長 とても応援していただいて、ありがとうございます。

高橋さん、お願いします。

○高橋委員 私は、みどり33の話と、ごみについてでアイデアなどを話したいと思います。

みどり33のところで歩きやすいまちづくりを言われたと思うんですけども、オーストリアなどでは街路樹で、かなり暑熱対策であったり緩和策をやられていたりするんですけども、そのコンセプトが、歩いて楽しいまちづくりと言われています。先ほど町田副会長からも、街路樹のマニュアルづくりを一緒にやったらという形で、区民の人たちが一緒に木を植えるとか、そういう楽しいまちづくりを一緒にやってみたらどうか。そういうモデル地区などができるといいのかなと思いました。

あと、まちづくりの視点としては、風が通るまちづくりであったり、涼しいまちみたい

な形で、いろいろなコンセプトでできるのかなと思います。

あと学校のほうでも、都立園芸高校などではすごく植栽がされていて、学校の中に入るまでがすごく涼しいので、生徒たちが登校するときにもかなり涼しく登校できているのかなと思うので、学校の中でも増やせるところでは木を植えていくような活動をされてもいいかなと思いました。

2つ目の生ごみのコンポストの話ですけれども、コンポストだと堆肥が残るというお話があったんですが、いろいろな市民団体の方が今キエーロというものをやっていて、生ごみを消失させる、少なくする。コンポストと似たような形なんですけれども、堆肥が出るのではなくて生ごみ自体が消失する。そういうようなことをいろいろやられている方々が最近増えてきていますので、例えば幼稚園とか保育園であればそこまで生ごみとかは出てこないと思うので、そういうところに設置をしながら、子どもたちの学びと関連させるというのもいいかなと思いました。

あと、こちらはまだ私、情報が分からないんですけれども、千葉縣市川市のほうで生ごみ回収ボックスという、市民の人たちが自分たちで回収ボックスに生ごみを入れるような取組が実証実験としてやられているみたいなので、そういうところもちょっとお話を聞かれてみてもいいのかなと思いました。

あとは寝具が粗大ごみとしてたくさん出ているという話だったんですけれども、朝吹委員からリサイクル、リユースしやすいものを買うという話があったと思いますが、老舗の布団屋が今どんどん経営が悪くなっているという話をされていて、皆さん使い捨ての布団を買ってしまっただけで捨てられるという話があるので、例えば綿とかで打ち直しができる老舗の布団屋と一緒に啓発活動をやってみるとか、そういうこともいいかなと思いました。

最後、学校なんですけれども、オーストリアのほうの一部の州ですけれども、入学するときに、入学で推奨する環境に配慮しているものとかプラスチックを減らしたような文具とかランドセルとかの商品がリスト化されていて、こういうものを買うといいですよというのをある州が啓発というか普及をされている。例えば世田谷区で学校に入るときに、こういう文具を使ったほうが環境に配慮できますよという入学セット一覧みたいなものがあったりすると面白いかなと思いました。

○森本会長 ありがとうございます。わくわくする話ですね。

三條さん、お願いします。

○三條委員 再エネの導入について少し御質問なんですけれども、私自身は、再エネの話

についてはたくさんいろいろなところで聞いたりするんですけども、実際、自分の身の回りにはあまり関わりがないのでちょっとお伺いしたいんですけども、例えば一戸建ての屋根に太陽光パネルを設置して、その発電電力を使って自分の家の使用電力を賄うというふうになると、電気代はほぼかからないようになるのでしょうか。

○上原気候危機対策課長 今回の御質問はもうそのとおりでして、ソーラーで発電をしてそれを御自宅ですぐ使う格好になりますので、その部分については電気料金はかからない格好になります。ただ、当然ですけども、太陽光が出ている時間帯は日中だけというのもありますし、電気をつくるのと使うのを一致させるのは結構難しくて、蓄電池を使うとかいろいろございますけれども、100%使い切るのは結構難しかったりします。丸々やるのは結構難しいんですけども、基本のお考えとしては今言っていたとおりでございます。

○三條委員 ありがとうございます。そうしましたら、多分最初の何年かは設置した導入費とかで経費としても結構マイナスのほうに行ってしまうと思うんですけども、例えば20年とか長期のスパンで見て、どのぐらいお金を浮かせるかという経済的な指標みたいなものです。本当は環境への意識というところから始めてほしいというのはあると思うんですけども、最初その経済面から始めていくと普及しやすいのかなというふうに、ちょっと個人的に考えました。ありがとうございます。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、まとめて中西部長から、それぞれたくさんいただいたアイデアや指摘、アドバイスを踏まえて答えていただきたいと思います。

○中西環境政策部長 全部にお答えできるか分かりませんが、まず村山委員から、街路樹、再エネについて個別対策では限界が来ているんじゃないのという話で、道路の利用の方法をダイナミックに変えるべきだみたいな話は、環境分野からするとぜひやりたいよねみたいな話ですけども、交通政策的に、そんなことをしたら交通渋滞がまたひどくなるみたいなこともあるかもしれません。でも、そういった発想で、ここの街路だったらできるよねみたいな話もできるんだったらぜひやってみたいなと思っていますところ。

あと、エリアでみんなでつくった再エネをみんなで使うような取組でやれば不公平がなくなるんじゃないのという話で、今、エネルギーの地産地消みたいなのでローカルのエリアでみんなで作った電気をうまく融通し合おうみたいなことはやっているんですけども、どうしてもこういった取組は、ほかの方の話もそうなんですけれども、マネジメント

リソースをどうやって捻出するかというのでいつも悩んでいて、民間事業者と組んでやればいいんですけれども、民間事業者も最近、人手不足で、そんなことまで全部サービスの一環でやるのは難しいよということもあるんですが、うまくビジネスともかみ合うようなスケール感でこういったことに取り組めればいいなと、ちょっと感想ですけれども、思いました。

これは全部私が答えちゃっていいんですか、みどりの話ですけれども。

○森本会長 最後に副区長にコメントいただこうと思っています。

○中西環境政策部長 なるほど。町田委員から樹木のマスタープランの話みたいなものもございましたけれども、みどりも環境もごみもそうですけれども、コミュニティーで何とかアプローチできるところを増やしていきたいなと思っているんです。例えばみんなでルールをつくろうよとか、みんなで計画をつくろうよというところからモチベーションを高めていくやり方も1つなのかなと思いました。

有料ごみ袋については池田部長の領域ではあるんですけれども、前からちょっと議論されているところで、ただ、23区全体でどうするのみたいな議論をどうやってまとめるかみたいな話もあるんですけれども、1つの手段ではあるということでこれまでも検討されているものです。

それから、朝吹委員から、入り口のところでリサイクル品とかバイオ由来のものとか環境配慮のものを使っていくような取組をもっと啓発すべきじゃないかということです。まさしくこれはそうですけれども、生活にかかる経費がどんどんかかっていく中で、その選択を取っていただくことはどんどん負担になっているところはあるんですけれども、でも、やっぱり選択の一つとしてあるよと周知していくことが重要かなと思いました。

岩波委員の話は、前からもっともっと啓発をうまくやれという話は言われているところなんですけれども、ベースの底上げをきちんとやっていかないと、上原が今、一生懸命個別に取り組んでいるアプローチもなかなか難しいのかなと思うので、マスでどうやって理解を深めていくかということはこれからも工夫していきたいですし、環境審議会にもお力を借りたいなと思っています。

それから、高橋委員からいろいろアイデアをいただきましたけれども、1つは、学校の樹木はなかなか管理が難しいんですけれども、でも、子どもたちの教育的観点からも増やしていくのが望ましいのかなということを改めて思ったところです。

あと、学校入学時に環境に優しい文具セットを啓発していくというのも、区役所の中で

グリーン購入みたいなものを進めようとしているんですけども、家庭、保護者に対してもそこを啓発していくのは大事な視点だなと思いました。

あと、三條委員が最後におっしゃっていた経済的観点から太陽光パネルの導入を進めていくのがいいんじゃないかと。まさにそう思っていて、今だと東京都の補助金とかを使うと、短ければ3年ぐらいで投資が回収できちゃうぐらい経済メリットがあるんですけども、そのことはあまり知られていない。さっきの話のように周知が下手だみたいなのところもあるので、そこをどう知っていただくかというのがますます重要なかなと思っているので、取り組んでいきたいと思います。ちょっと駆け足ですけども、以上です。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、中西部長の前任で副区長の清水副区長、ずっと聞いていただいたので、ぜひコメントをいただければありがたいと思います。

○清水副区長 皆様、本当に闊達な意見交換、ありがとうございます。ほかの自治体だったり海外だったり様々な事例の御紹介とか、もう少しエリア単位で取り組むとか分野横断的にみたいなお話もいただきました。今後の施策のヒントになるものもあるかなと思いましたし、各所管でいろいろ調べて、取り入れられるものは取り入れていければと思っています。あと、周知徹底という厳しい御意見も岩波委員からもいただきましたので、そこも頑張っていきたいと思います。本日はいろいろ貴重な御意見をありがとうございます。

○森本会長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の予定の議事は以上でございます。

事務局からその他の報告事項があるのでお願いしたいと思います。

○加野環境政策課長 次回の環境審議会の日程について御案内いたします。次回は来年1月頃の実施を予定しております。日程につきましては、決定次第、委員の皆様に変更をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森本会長 では、本日の日程はこれで終了でございます。各委員の方、本当に活発に御意見、それからアイデアを出していただいて、ありがとうございます。これをもちまして令和7年第2回世田谷区環境審議会を閉会したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

午前11時58分閉会